

## 新座市青少年教育振興事業助成金交付基準

### (目的及び対象)

第1条 市は、21世紀を担う青少年の健全な育成と青少年教育の振興に資することを目的として、活動する市民、市内の団体及びこれに所属する個人に対し、助成金を交付する。

### (市内の団体)

第2条 助成金の対象となる市内の団体は、次のとおりとする。

- (1) 小、中、高等学校及びその運動クラブ、文化クラブ
- (2) 青少年スポーツ団体
- (3) 芸術文化振興団体
- (4) 民俗芸能伝承団体
- (5) 青少年教育団体
- (6) 青少年教育に寄与する団体
- (7) 家庭教育支援団体
- (8) 青少年教育、家庭教育を目的とした事業を実施する団体
- (9) 前第1号から第6号までに所属する個人

### (対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業は、次のとおりとし、それぞれの事業に係る事業内容及び助成金交付条件は別表に定めるとおりとする。ただし、新座市教育委員会から他の助成を受ける事業は対象としない。

- (1) 青少年を対象とする芸術文化振興事業
- (2) 青少年を対象とするスポーツ振興事業
- (3) 青少年の国内及び国外派遣研修等
- (4) 青少年が参加する地域交流、環境美化、奉仕事業（ボランティア活動等）
- (5) 青少年の放課後の活動拠点、環境づくりに資する事業
- (6) その他事業内容が青少年健全育成又は教育振興に資するものと特に認められるもの

### (助成金の交付)

第4条 市は青少年教育振興基金の運用益による予算の範囲内で必要と認めた事業に対し、助成金を交付するものとし、交付上限額は、別表に定めるとおりとする。

### (交付申請及び交付決定)

第5条 助成金の交付を申請する場合は、次のとおりとする。

- (1) 助成を受けようとするものは、原則として、交付申請書（様式第1号）及

び次に規定する書類を、事業開始の1か月前までに提出しなければならない。ただし、事業の性質上これにより難い事由があるとき、又は教育長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

ア 申請事業の概要等（様式第2号）

イ 収入支出予算書（様式第3号）

ウ 口座振込依頼書

エ 事業概要等を記載した資料

オ その他、市長が必要と認める資料

(2) 市長は、前号に規定する書類を受理したときは、書類の審査を行い、事業の目的及び内容が適正であると認めたときは、予算の範囲内で助成金の交付決定書（様式第4号）により、交付決定をしなければならない。

（事業の変更）

第6条 助成金の交付決定を受けたものは、交付決定を受けた事業に変更が生じたときは、速やかに変更承認申請書（様式第5号）及び次に規定する書類を提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 変更後の申請事業の概要等（様式第6号）

(2) 変更後の収入支出予算書（様式第7号）

（実績報告書）

第7条 助成金の交付決定を受けたものは、助成事業完了後（変更及び中止を含む。）45日以内又はその助成金の交付を決定した会計年度終了後45日以内のいずれか早い時期までに、実績報告書（様式第8号）及び次に規定する書類を提出しなければならない。

(1) 事業調書（様式第9号）

(2) 事業報告書（様式第10号）

(3) 収入支出決算書（様式第11号）

(4) 領収書等の決算資料

(5) 事業実績等を記載した資料

(6) その他、市長が必要と認める資料

（決定の取消し）

第8条 助成事業が、次の各号に該当したときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽、その他不正な手続きにより助成金の交付を受けたとき

(2) 助成金を他の用途に使用したとき

(3) その他助成金の交付決定書の内容に違反したとき

(委任)

第9条 この基準に定めるものを除くほか、様式の作成その他助成事業に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この基準は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は部長決裁の日から実施する。
- 2 改正後の新座市青少年教育振興事業助成金交付基準の規定は、前項の日以後の申請から適用し、同日前に申請を受け付けたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成18年1月6日教育長決裁）

- 1 この基準は、教育長決裁の日から実施する。
- 2 改正後の新座市青少年教育振興事業助成金交付基準の規定は、前項の日以後の申請から適用し、同日前に申請を受け付けたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月6日教育長決裁）

- 1 この基準は、教育長決裁の日から実施する。
- 2 改正後の新座市青少年教育振興事業助成金交付基準の規定は、前項の日以後の申請から適用し、同日前に申請を受け付けたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月13日教育長決裁）

- 1 この基準は、教育長決裁の日から実施する。
- 2 改正後の新座市青少年教育振興事業助成金交付基準の規定は、前項の日以後の申請から適用し、同日前に申請を受け付けたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年11月4日教育長決裁）

- 1 この基準は、教育長決裁の日から実施する。
- 2 改正後の新座市青少年教育振興事業助成金交付基準の規定は、前項の日以後の申請から適用し、同日前に申請を受け付けたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月28日教育長決裁）

- 1 この基準は、教育長決裁の日から実施する。
- 2 改正後の新座市青少年教育振興事業助成金交付基準の規定は、前項の日以後の申請から適用し、同日前に申請を受け付けたものについては、なお従前の例による。

による。

附 則（令和3年4月1日教育長決裁）

- 1 この基準は、教育長決裁の日から実施する。
- 2 改正後の新座市青少年教育振興事業助成金交付基準の規定は、前項の日以後の申請から適用し、同日前に申請を受け付けたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年8月1日教育長決裁）

- 1 この基準は、教育長決裁の日から実施する。
- 2 改正後の新座市青少年教育振興事業助成金交付基準の規定は、前項の日以後の申請から適用し、同日前に申請を受け付けたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和4年4月1日教育長決裁）

- 1 この基準は、教育長決裁の日から実施する。
- 2 改正後の新座市青少年教育振興事業助成金交付基準の規定は、前項の日以後の申請から適用し、同日前に申請を受け付けたものについては、なお従前の例による

附 則（令和5年10月26日教育長決裁）

- 1 この基準中第1条、第2条、第5条、第6条及び第7条の改正は教育長決裁の日から、第3条及び別表の改正は令和6年4月1日から実施する。
- 2 改正後の新座市青少年教育振興事業助成金交付基準の規定は、前項の日以後の申請から適用し、同日前に申請を受け付けたものについては、なお従前の例による。

別表（第3・4条関係）

助成対象事業内容	対象	実施条件	交付上限額
<b>【芸術文化振興事業助成】</b> ● 団体が実施する発表会や地域間交流事業 ● 団体が主催する民俗芸能伝承事業 ● 市及び教育委員会が共催又は後援する団体の事業 ● 外国の青少年団体との交流に関する事業	団体	海外	50,000円
	個人		20,000円
	団体	国内	30,000円
	個人		10,000円
<b>【スポーツ振興事業助成】</b> ● 団体が主催する地域スポーツ大会、発表会、スポーツに係る地域間交流事業	団体	国内	30,000円
<b>【国内及び国外派遣研修等参加に関する事業助成】</b> ● 団体等が行う全国大会以上の各種大会、発表会 ● 国内及び国外派遣事業研修等参加に関する事業 ※ 文化クラブ（部）の全国大会以上の各種大会、発表会についても当該基準に準ずる。	団体	海外	70,000円
	個人		30,000円
	団体	国内 (全国大会以上)	50,000円
	個人		20,000円
<b>【地域交流・環境美化・奉仕事業（ボランティア活動等）助成】</b> ● 学校行事等で行われる清掃美化活動、地域奉仕活動、郷土愛護活動、地域交流事業 ● 学校行事以外で小中学生が10名以上参加協力する清掃美化活動、地域奉仕活動、郷土愛護活動、地域交流事業、子ども会活動	団体	国内	10,000円
	団体	国内	30,000円
● 団体が行う地域間交流事業	団体	国内	30,000円
<b>【放課後の活動拠点・環境づくりに資する事業助成】</b> ● 放課後等に学校施設を活用して、青少年とともに学習・スポーツ・文化活動・地域交流等を行う事業	団体	国内	教育長決裁 (1教室当たり50,000円)
<b>【その他事業内容が特に認められたもの】</b> ● 市及び教育委員会が共催又は後援している団体で事業内容が、特に認められたもの	団体	国内	教育長決裁